

千葉県内のすべての住宅が対象

住宅用火災警報器 の設置が義務になりました！

住宅火災で亡くなった方のうち、約6割が逃げ遅れによるものです。火災をいち早くキャッチし逃げ遅れず、大切な命・財産を自らの手で守りましょう。



設置されていない方は、
いち早くお住まいの**寝室・階段**
などに**煙式**の**住宅用火災警報器**を
設置しましょう！

平成20年6月から義務化スタート

佐倉市八街市酒々井町消防組合

設置すれば効果があります

<事例1> 夕食の準備に注意！

夕食の準備のため、煮物鍋をガスコンロにかけた状態でその場を離れ、茶の間でテレビを観ていた。煮物をしているのを忘れてしまい、しばらくして感知器の警報音が聞こえたため、台所の戸を開けると天井全体に煙が充満していた。鍋は焦げ付き、火災に至る直前であった。

<事例2> 仏壇のろうソクに注意！

女性(90歳代)が1階の居室で、仏壇のろうソクに火をつけたまま就寝してしまい、ろうソクが転倒したのに気付かず、周囲の可燃物に着火、火災に至った。2階で就寝していた男性(30歳代)が、住宅用火災警報器の鳴動に気づき、階段に出たところ煙が漂っており、1階に降りたところ、仏壇から炎が上がっているのを発見、バケツと鍋で水道水をかけ消火した後、自宅の電話から119番通報を行った。

<事例3> タバコの吸い殻に注意！

住宅の2階にて家人が灰皿の煙草の吸い殻をごみ箱に捨てた後、紙屑に着火し出火したもの。家人2名が1階にて住宅用火災警報器の鳴動に気づき、2階に上がると部屋からの出火を発見し、水道水で消火を試みるも消せないため屋外へ避難し119番通報したもの。

火災で発生した煙の性質と避難

<煙の性質>

- 1 火災の煙は、下から天井に昇り、横に広がって徐々に冷えていきます。その後、煙全体が床面に向けて下がってきます。
- 2 煙の上昇するときの速さは、3～5m/秒で、横に広がる速さは、0.5～1m/秒です。
- 3 煙は、一酸化炭素などの有毒ガスが多く含まれています。

<避難時の心得>

- 1 大事なものを忘れたからといって、いったん避難したら絶対に中へ戻らないようにしましょう。
- 2 寝ているときに出火した場合、持ち物や服装にこだわらず早く避難しましょう。

<毎日の心がけ>

- 1 避難方法は日頃から2つ以上確保して、安全に避難できるようにしましょう。
(階段及びその付近には物を置かない)
- 2 普段から避難はしご等の避難器具の位置を確認し、出口には物を置かないようにしましょう。

火災警報器はまず寝室に設置！

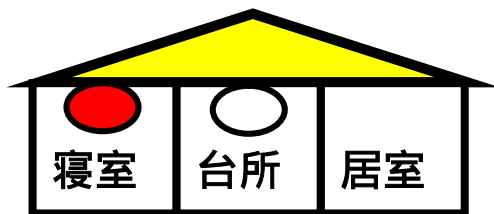
ただし、住まいの形態により階段・廊下にも必要となります。

佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例では、台所部分の設置は義務化していませんが、なるべく設置されるようお願いいたします。

【設置例】

凡例： ● 煙式 ○ 煙式又は熱式

1 階建て

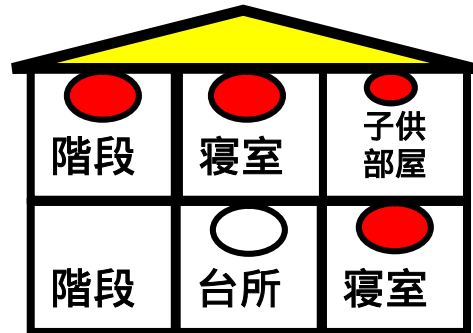
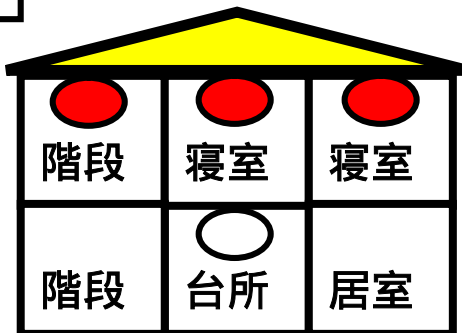


ただし、寝室でない4畳半以上の部屋が5つ以上ある場合は、その廊下に取り付けが必要です。

2 階建て

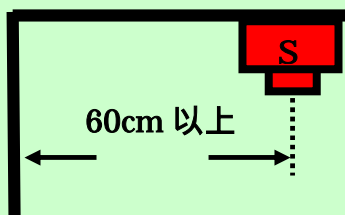
寝室：2Fのみ

寝室：1F・2F(子供部屋あり)



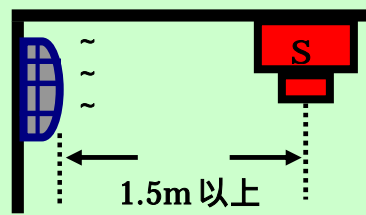
部屋の天井部分の隅は、煙が届きにくいいため、設置には適していません。

天井に取り付ける場合



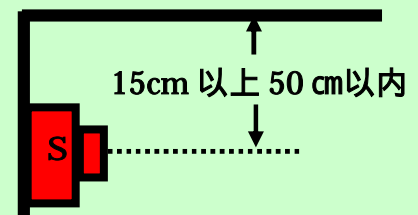
警報器の中心を壁又は梁から60cm以上離して取付けます。

エアコンがある場合



エアコンや換気扇の吹き出し口から1.5m以上離して取付けます。

壁に取り付ける場合



警報器の中心が天井から15～50cm以内に取り付けます。

警報器は定期的に点検をしましょう！

火災警報器の機種によっては、火災警報器本体から下がっている引きひもを引く、あるいはボタンを押す作動試験ができます。

約1ヶ月に1回程度、正常に作動するかどうか確認してください。

次の場合には、必ず試験を行ってください。

1. はじめて取り付けるとき
2. 電池を交換したとき（電池式の場合）
3. 汚れなどの掃除をしたとき
4. 取り付け場所を変更したとき
5. 3日以上留守にしたとき

地域ぐるみで協力して共同で購入しましょう！

お近くの電器店、ホームセンター、防災関連会社等で販売しております。また、この警報器の性能については、一定の基準が定められています。日本消防検定協会が鑑定し、性能基準に適合した製品には「NSマーク」がついています。ご購入の目安としてください。



悪質な訪問販売にご注意！

消防法では、住宅用火災警報器の未設置について、**罰則・罰金**は定めておりません。設置しないと罰則・罰金が課せられるという言葉に注意しましょう。

佐倉市八街市酒々井町消防組合では、直接販売や販売の委託はしておりません。不審に感じたら、ハッキリと断りましょう。

住宅用火災警報器は、「特定商取引に関する法律」に基づくクーリング・オフ制度の対象であり、契約後8日以内なら契約を解除できます。悪質訪問販売と疑わしい事例に遭遇した場合は、市や町の消費生活窓口にご相談ください。

<お問い合わせ先>

住宅用火災警報器に関するご質問などは、お近くの消防署へご連絡ください。

消防本部予防課	481-1217	佐倉消防署	481-1140
志津消防署	487-0119	八街消防署	440-0119
酒々井消防署	497-0119		